

令和4年3月22日

学生のみなさん

学 長

新型コロナウイルス感染症に係る「感染を拡げないため」の
行動について

令和4年1月27日から京都府において実施されていたまん延防止等重点措置については3月21日をもって終了したが、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではない。

そのため、京都府においては今後の対策として別添のとおり「感染を拡げないため」が定められたところであり、学生のみなさんにおかれても十分留意願いたい。

特に、これから年度替わりや行楽シーズンを迎えるが、「自分が感染しない」「ほかの人に感染させない」「感染を拡げない」の意識を持ち、引き続き下記の取り組みを徹底願いたい。

記

1 会食等について

- 令和4年1月11日通知で「家族や普段一緒に居る人以外との会食は自粛すること」と通知したが、それ以外の人との会食も可とする。ただし、会食時間は2時間で同一テーブル4人までを目安とすること。また、会食する者同士が感染が懸念されるような健康状態ではないことを確認すること。
- 飲食を伴う行事の主催は禁止すること。
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

2 外出及び国内での移動等について

- これから行楽シーズンを迎えるが、外出する場合には感染防止対策を徹底すること。
- 感染が拡大している地域との移動は自粛すること。

3 課外活動について

- 令和4年1月21日付け学生部長通知並びに学生部長・看護学科長連名通知により学生のクラブ活動を禁止していたが、活動の再開を許可する。なお、クラブ活動の詳細については、別に学生部長通知が発出されるので、必ず確認し、通知に従って活動を行うこと。

4 その他

- 医学科第4、第5学年生臨床実習（クリニカル・クラークシップ）については、PCR 検査等を実施して再開するが、別に学生部長通知が発出されるので、必ず確認し、通知に従って実習を行うこと。
- ワクチン3回接種済みであっても、気を緩めることなく引き続き基本的な感染防止対策はもちろん、上記の取り組みを徹底すること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに保健管理センター（075-251-5080）に電話すること。
- 大学としては、コロナ等で不安を感じている学生に対して寄り添い、できる限り支援したいので、気軽に教育支援課（電話075-251-5228）や保健管理センター（電話075-251-5080）に相談すること。

問い合わせ先 教育支援課学生支援係(内5228)
